

# 青森県報

第三千八百十七号

平成二十六年  
三月十二日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

生活保護法による介護機関の指定

右 同

右 同

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

右 同

右 同

右 同

右 同

右 同

保安林の指定解除予定

基本測量の終了

公共測量の終了

都市計画事業の認可

都市計画事業計画の変更認可

証紙売りさばき人の名称の変更

### 公 告

争議行為の通知の公表

建設業者の許可の取消し

右 同

右 同

(健康福祉課) 一

(同) 一

(同) 二

(同) 三

(同) 三

(同) 四

(同) 四

(同) 四

(同) 五

(林政課) 五

(監理課) 六

(同) 六

(都市計画課) 六

(同) 七

(会計管理課) 七

(同) 七

(同) 七

(開政・能力発課) 七

(三八地域) 七

(同上) 七

(同上) 七

(同上) 八

## 告 示

青森県告示第百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施 設 の 種 類	指 定 年 月 日
特別養護老人ホーム桜良（従来型）	東津軽郡外ヶ浜町字上蟹田六二の二三	地域密着型介護老人福祉施設	平成 二六・三・一
地域密着型特別養護老人ホーム「鶴のまどい」	北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三四	''	二六・一・一

青森県告示第百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居 宅 介 護 事 業 者	居 宅 介 護 事 業 所	指 定 年 月 日
主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	





北部上北広域事務組合	上北郡野辺地町九字田狭沢四〇の九	訪問看護	公立野辺地病院訪問看護ステーション	上北郡野辺地町九字鳴沢九の二	二五・〇・一
------------	------------------	------	-------------------	----------------	--------

青森県告示第百六十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社ほまれ	弘前市大字下鞆師町一の一	ひのき居宅介護支援センター	弘前市大字下鞆師町一の一	平成二五・三・一
社会福祉法人ファミリア	三戸郡五戸町字姥堤三四の一	ケアステーションハピネス	八戸市大字八幡字下樋田一の一	二五・四・一
株式会社西町	八戸市柏崎一丁目八の二二	ケアプラン西町	八戸市柏崎一丁目八の二二西町ビルH号室	二五・三・一
合同会社ケアサポート上村	八戸市大字尻内八字張田六四の八	ケアステーション香ノ鳥の里	八戸市大字尻内町八字張田六四の八	二六・一・一

青森県告示第百六十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

特定福祉用具販売事業者		特定福祉用具販売事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社ピリト	青森市古川二丁目一五の七	ピリト福祉用具八戸中央	八戸市類家四丁目八の一	平成二五・〇・一

青森県告示第百六十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
介護予防事業の種類				

青森県告示第百六十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平

株式会社アマカレ株 式会社	株式会社フ アミリーケ アサポート	株式会社ピ リブケア サポート	"	"	"	医療法人メ ディカル フロンテ イルア	社会福祉法 人信和会	合同会社 トピア	株式会社 コー	有限会社 あい	北部上北 域事務組 合
弘前市大 字馬屋 町九の六	弘前市大 字撫牛 子二丁目 八の四	青森市古 川二丁目 一五の七	"	"	八戸市大 字八幡 字下樋田 一の四	東京都中 央区日 本橋馬 喰町一 丁目五 の六	黒石市緑 町二丁目 九四	十和田市 東一番 町六の五 一	西津軽郡 鰺ヶ沢 町大字赤 石町字 宇名原二 六三	西津軽郡 鰺ヶ沢 町大字赤 石町字 宇名原二 六三	上北郡野 辺地町 九字田狭 沢四〇の 町
介護予 防 通所介 護	介護予 防 訪問入 浴 訪問看護	介護予 防 訪問看護	介護予 防 福祉用具 貸与	介護予 防 訪問看護	介護予 防 訪問看護	介護予 防 訪問看護	介護予 防 訪問看護	介護予 防 訪問看護	介護予 防 訪問看護	介護予 防 訪問看護	介護予 防 訪問看護
あゆみ デイ サービス センター	デイサー ビスマ リアミ リ	ピリブ ケア 中央	ピリブ ケア 中央	ピリブ ケア 中央	ピリブ ケア 中央	ピリブ ケア 中央	ピリブ ケア 中央	ピリブ ケア 中央	ピリブ ケア 中央	ピリブ ケア 中央	ピリブ ケア 中央
弘前市大 字馬屋 町九の七	弘前市大 字撫牛 子二丁目 八の四	八戸市類 家四丁目 八の一	"	"	八戸市大 字田面 木下田 共栄八 一〇一 号	八戸市江 陽二丁目 一三の三 六	黒石市袋 井三丁目 五三の一 二	十和田市 大字三 本木沢 一九の一	西津軽郡 鰺ヶ沢 町大字舞 戸町字 北禿一四 二の一	西津軽郡 鰺ヶ沢 町大字赤 石町字 宇名原二 六三	上北郡野 辺地町 九字鳴 沢九の一 二
平成 二五・三 一	二六・一 六	二五・二 〇・一	"	"	"	二五・三 一	二五・二 一	二五・九 二四	二五・二 一五	二五・二 一五	二五・二 〇・一

成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第二項の規定により、介護支援給付のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社ピ リブケア サポ ート	青森市古 川二丁目 一五の七	ピリブ 福祉 用具 八戸 中央	八戸市 類家 四丁目 八の一	平成 二五・二 〇・一
名 称	主たる 事務 所 の 地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
特定介護予 防福祉用具 販売者		特定介護予 防福祉用具 販売所		

青森県告示第百六十六号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第二項の規定により告示する。

平成二十六年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所  
十和田市ひがしの二丁目二五〇の一から二五〇の四まで、二五〇の六から二五〇の二五まで、二五〇の二七から二五〇の三四まで、二五〇の三六、二五〇の三七、二五〇の二
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 保安林を解除しようとする理由  
指定理由の消滅

青森県告示第百六十七号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量、水準測量及び電子基準点現地調査）

二 作業期間

平成二十五年七月四日から平成二十六年二月十日まで

三 作業地域

- 青森市
- 弘前市
- 八戸市
- 黒石市
- 五所川原市
- 十和田市
- 三沢市
- むつ市
- 東津軽郡平内町
- 東津軽郡今別町
- 東津軽郡外ヶ浜町
- 西津軽郡鰺ヶ沢町
- 西津軽郡深浦町
- 南津軽郡大鰐町
- 北津軽郡中泊町
- 上北郡野辺地町
- 上北郡六ヶ所村

青森県告示第百六十八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測

量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森地方事務局

二 測量の種類

公共測量（四級基準点測量）

三 測量の期間

平成二十五年七月三十日から平成二十六年二月二十六日まで

四 測量の地域

青森市大字新城字平岡の一部

青森県告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、青森都市計画公園事業を平成二十六年三月四日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画公園事業（第十六号 桂木緑地）

三 事業施行期間

平成二十六年三月十二日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県青森市桂木三丁目二七番 地内

2 使用の部分

なし

青森県告示第百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画公園事業の事業計画の変更を平成二十六年三月四日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画公園事業（二・二・六十二号 今井公園）

三 事業施行期間

平成二十年三月五日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

青森県告示第百七十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十六年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市東造道二丁目一の一

一般財団法人青森県立中央病院協済会

二 変更内容

1 変更前の名称

財団法人青森県立中央病院協済会

2 変更後の名称

一般財団法人青森県立中央病院協済会

公 告

争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目一の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本公行から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十六年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

賃金の引き上げと雇用の確保、医療・介護・福祉労働者の大幅増員等

二 争議行為をなす日時

平成二十六年三月十三日午前零時より妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独又は、併用して行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社谷地工務店
- 二 代表者の氏名 谷地 圭子
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市江陽五丁目四の二五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二〇)第九六〇六号
- 五 取消年月日 平成二十六年二月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十六年一月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 中村板金
- 二 氏名 中村 よね
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山四〇の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二〇)第五〇〇一八九号
- 五 取消年月日 平成二十六年二月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
板金工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十六年二月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭